

養護老人ホームとは

介護の必要性とは関係なく、身体的・精神的・環境的・または経済的な理由で困窮し、在宅での生活ができない高齢者が入所できる施設です。

施設利用の流れ

養護老人ホームは、市区町村から入所が必要と判断された場合に入所が可能となります。ただし、虐待などを受けていて本人の生命に危険が及ぶと判断される場合には、入所判定委員会の審査なく入所が可能となります。

1

市区町村の相談機関に相談をする

まずは生活に困窮していることについて福祉課などの担当窓口、居宅介護支援事業、地域包括センターなどにご相談ください。

2

住所地の市町村へ必要書類を提出して申し込む

措置申込書や主治医の診断書といった生活環境を証明する書類を市町村窓口へご提出ください。

3

訪問調査などを経て入所判定委員会で審査される

申し込み後、本人及び扶養義務者の養護状況、現在の心身状況、経済状況などに関する訪問調査をし、それをもとに入所判定委員会が入居の要否を判定します。

4

市区町村から養護老人ホームに連絡し、準備ができれば入居

審査の結果、養護措置が必要だと判断されると市区町村から施設に連絡が入り、事前面談や見学で情報交換を行い入所手続きが完了となります。

この他にも、ご本人と施設が直接契約を交わす契約入所というものがあります。
詳しくは、市区町村の窓口または施設にお問い合わせください。

アクセス



養護老人ホーム 山梨市立 晴風園

〒405-0016 山梨県山梨市大野1035-1番地
電話 0553-22-0614 FAX 0553-22-6227
E-mail seifuuen@koufuukai-yamanashi.or.jp



養護老人ホーム

山梨市立 晴風園

利用者の立場で



社会福祉法人 光風会